

白浜町総合事業単位数表（第一号訪問事業）

訪問型独自サービス

サービスコード	単位数	サービス内容略称	算定項目		算定単位	
A2 2411	287	訪問型独自サービス 2 1	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		1月につき3,727単位の範囲で算定すること。	
A2 2511	179	訪問型独自サービス 2 2	(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所用時間20分以上45分未満の場合		
A2 2621	220	訪問型独自サービス 2 3		(二) 所用時間45分以上の場合		
A2 1411	163	訪問型独自短時間サービス	事業対象者・要支援 1・2 主に身体介護を行う場合、2 2回まで算定可能	(3) 短時間の身体的介護が中心である場合	1回につき	
A2 C216	▲ 3	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		
A2 C217	▲ 2	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2		(2) 生活援助が中心である場合		(一) 所用時間20分以上45分未満の場合
A2 C218	▲ 2	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3		(3) 短時間の身体的介護が中心である場合		(二) 所用時間45分以上の場合
A2 C219	▲ 2	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間				
A2 6001		訪問型独自サービス同一建物減算 1		所定単位数の 1 0 %減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1月につき
A2 6003		訪問型独自サービス同一建物減算 2	所定単位数の 1 5 %減算	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		
A2 6002		訪問型独自サービス同一建物減算 3	所定単位数の 1 2 %減算	同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		
A2 8002		特別地域加算	所定単位数の 1 5 %加算		1回につき	
A2 8102		中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 1 0 %加算			
A2 8112		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5 %加算			
A2 4001	200	初回加算	2 0 0 単位加算		1月につき	
A2 4003	100	生活機能向上連携加算	①生活機能向上連携加算 (I) 1 0 0 単位加算 (1月)			
A2 4002	200	生活機能向上連携加算	②生活機能向上連携加算 (II) 2 0 0 単位加算 (1月)			
A2 6102	50	口腔連携強化加算	1回につき50単位加算 (1月に1回を限度)			
A2 6269		介護職員等処遇改善加算	①介護職員等処遇改善加算 (I)	+所定単位×245/1000		
A2 6270			②介護職員等処遇改善加算 (II)	+所定単位×224/1000		
A2 6271			③介護職員等処遇改善加算 (III)	+所定単位×182/1000		
A2 6280			④介護職員等処遇改善加算 (IV)	+所定単位×145/1000		
A2 6381		介護職員等処遇改善加算 (V)	①介護職員等処遇改善加算 (V) (1)	+所定単位×221/1000		
A2 6382		令和 7 年 3 月 3 1 日まで	②介護職員等処遇改善加算 (V) (2)	+所定単位×208/1000		
A2 6383			③介護職員等処遇改善加算 (V) (3)	+所定単位×200/1000		
A2 6384			④介護職員等処遇改善加算 (V) (4)	+所定単位×187/1000		
A2 6385			⑤介護職員等処遇改善加算 (V) (5)	+所定単位×184/1000		
A2 6386			⑥介護職員等処遇改善加算 (V) (6)	+所定単位×163/1000		
A2 6387			⑦介護職員等処遇改善加算 (V) (7)	+所定単位×163/1000		
A2 6388			⑧介護職員等処遇改善加算 (V) (8)	+所定単位×158/1000		
A2 6389			⑨介護職員等処遇改善加算 (V) (9)	+所定単位×142/1000		
A2 6390			⑩介護職員等処遇改善加算 (V) (10)	+所定単位×139/1000		
A2 6391			⑪介護職員等処遇改善加算 (V) (11)	+所定単位×121/1000		
A2 6392			⑫介護職員等処遇改善加算 (V) (12)	+所定単位×118/1000		
A2 6393			⑬介護職員等処遇改善加算 (V) (13)	+所定単位×100/1000		
A2 6394			⑭介護職員等処遇改善加算 (V) (14)	+所定単位×78/1000		

注 「同一建物減算」、「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等の居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外